

第 35 類の役務に係る商標の登録出願と使用に関するガイドライン

商標法及びその実施条例の関連規定によれば、商標登録出願をするに当たって、出願人はニース分類に沿って策定された「類似商品及び役務区分表」（以下、「区分表」という）によって公表された商品及び役務に基づいて、商標登録出願に係る区分及び名称を記入しなければならない。関連市場主体が第 35 類の役務項目の意味合いと範囲を正確に理解し、関連分類項目の意図するところを把握し、合理的に商標登録出願を提出することができるように、本ガイドラインを制定する。

一、第 35 類の役務項目の特長

区分表第 35 類の役務には主に商業又は工業企業の業務管理、運営、組織と行政管理に関連するサービス、及び広告、マーケティングとプロモーションに係るサービスが含まれている。注意が必要なのは、分類上の要求に従って、商品の販売は役務とはみなされないという点である。

第 35 類の役務の主な目的は、他者に関する商業経営又は管理、他者の工商企業の業務活動又は商業機能の管理を支援すること、及び様々な伝播方式を通じて他者のために公衆に広告宣伝を行うサービスを提供することである。第 35 類の役務の最も重要な特長は、関連役務が**他者のために**提供されるものであって、権利者自身の業務上の需要のために行われる行為ではないということである。

二、第 35 類の役務項目の正確な理解

通常、一般的なタイプの商品生産企業は、自身の商品を製造又は販売することのみを経営範囲としているため、他の市場主体又は個人のための広告提供、商業管理支援の提供等のサービスに従事していない場合には、第 35 類の関連役務について商標登録出願をする必要はない。

1. 広告関連役務

広告関連役務とは、「広告、広告掲示、広告宣伝、広告映画の制作、屋外広告、映画広告、広告コンサルティング、広告の編集、制作、伝播」等、他者の製品や役務行為のために広告を行ったり、広告を作成したり、あるいは広告企画を提供したりするサービス等を指す。当該役務には、自身の製品や役務行為のために自らが広告宣伝を行うことや、他者に自身の製品やサービスのための広告、広告の企画、編集、制作、伝播等をしてもらうことは含まれない。自身の製品又はサービスを普及させる過程において、当事者は、実際に自らが経営している商品又は役務商標を使って広告宣伝等を行うことができる。広告関連役務に従事する典型的な主体としては、主に他者に広告の企画、設計、

制作、配信、伝播等のサービスを提供する主体が挙げられる。

2. 商業管理支援関連役務

商業管理支援関連役務とは、「商業管理支援、商業管理コンサルティング、工商管理支援、商業研究、ホテル商業管理、商業活動組織、商業評価サービス、商業データ分析、市場調査研究、消費者研究」等、他者を助けるために、他者が商業企業の経営管理等を支援する行為を指す。当該役務には、経営活動の展開や自身の企業管理の強化等、自身のために従事している日常的な企業管理、商業分析、研究、調査等は含まれない。商業管理支援関連役務に従事する典型的な主体としては、主に他者に商業コンサルティング、研究、管理等のサービスを提供する主体が挙げられる。

3. フランチャイズ関連役務

フランチャイズ関連役務とは、他者のフランチャイズ行為のために提供される商業管理等のサービスを指し、それにはフランチャイザーによるフランチャイズ行為自体は含まれない。「フランチャイズ」は「フランチャイズの商業管理」とは概念が異なる。フランチャイズとは、登録商標、企業標識、専利、ノウハウ等の経営資源を持つ企業が、所有している経営資源を契約の方式により、他の経営者に使用を許諾し、フランチャイジーが契約の約定に従って統一的な経営モデルで経営を行い、ロイヤリティをフランチャイザーに支払う経営活動を指す。フランチャイズの商業管理とは、他者の経営活動に商業的な管理等の支援を提供するために、上記のような他者のフランチャイズに対して、コンサルティング、調査等の補助的なサービスを提供することを指す。具体的には、「フランチャイズの商業管理支援、フランチャイズの商業管理コンサルティング、フランチャイズの商業事務管理、フランチャイズの商業管理」の4項目が含まれている。フランチャイズ関連のサービスに従事する典型的な主体としては、主に他者のフランチャイズ行為に係る商業コンサルティング、調査、管理等のサービスを提供する主体が挙げられる。

4. 輸出入代理役務

輸出入代理役務とは、関連商業主体が専門的な代理サービスを提供することで他者の商品のために輸出入貿易等の業務を取り扱うことを指す。当該役務には、売買の方式により、自身の商品を取引することは含まれず、自身の製品の輸出入に係る業務を自ら行うこと等も含まれない。輸出入代理サービスに従事する典型的な主体としては、主に他者の代わりに輸出入関連業務を行う主体が挙げられる。

5. 他者のためのプロモーション役務

他者のためのプロモーション役務とは、他者が商品やサービスの市場での販売量やニ

ーズを高めるのを助けるために、具体的なアドバイス、企画、コンサルティング等のサービスを提供することを指す。小売や卸売等の方式により、消費者に自身の商品やサービスを直接販売する行為は含まれず、差額を稼ぐために他者の商品やサービスを販売することも含まれない。即ち、単純な商品販売行為は、他者のためのプロモーションサービスの範疇には属さない。商品又はサービスのディーラー又は提供者は、通常、当該サービスを提供される被提供者となる。他者のためのプロモーションサービスに従事する典型的な主体としては、主にオフライン又はオンラインで他者の商品やサービスをプロモーションするために対応する具体的なサービスを提供する主体が挙げられる。

一定の差額を稼ぐために他者のブランド製品を販売する経営活動については、実際には小売に属し、他者のためのプロモーションサービスには属さない。しかし、経営活動において、商品の販売のほかに、広告宣伝、商品展示、プロモーション等のサービスを提供する場合には、当該関連主体は、対応する具体的な役務について商標登録出願をすることができる。

6. 商品とサービスの売り手及び買い手の双方に対してオンライン市場を提供する役務

商品とサービスの売り手及び買い手の双方に対してオンライン市場を提供する役務とは、関連商業主体が売り手及び買い手の双方に1つのオンラインプラットフォームを提供し、当該プラットフォームに集まった売り手が提供する商品とサービスにより集合的な市場が形成され、買い手がプラットフォームに登録することで、必要な商品或いはサービスを選択、購入することを可能にする役務を指す。当該役務には、オンライン店舗を開設して、販売活動を行うこと等は含まれない。商品とサービスの売り手及び買い手の双方に対してオンライン市場を提供する役務に従事する典型的な主体としては、主に売り手及び買い手双方にオンライン取引プラットフォームを提供する電子商取引プラットフォーム等が挙げられる。

7. 人事関連役務

人事関連役務とは、「人員募集、人的資源管理、人事管理、人員募集、社員の職務調整、職業配置」等、他者に人事管理、人員募集、求人等のサービスを提供することを指す。当該役務には、経営活動において、企業内部に従事する人事管理、社員のポスト調整、自企業のための人員募集等の行為は含まれない。人事関連役務に従事する典型的な主体としては、主に他者に対して人員募集、管理等のサービスを提供する主体が挙げられる。

8. 事務関連役務

事務関連役務とは、「複写サービス、速記、コンピュータ文書管理、秘書、商業文書管理、新聞購読」等、他者に文書の複写、アーカイブ管理、速記等の事務サービスを提供することを指す。当該役務には企業自身の業務のための内部アーカイブ管理、印刷・

コピー等の行為は含まれない。事務関連役務に従事する典型的な主体としては、主に他者に対してコピー、速記、秘書等のサービスを提供する主体等が挙げられる。

9. 財務・会計関連役務

財務・会計関連役務とは、「会計、勘定報告書の編集、商業監査、税務計画、財務監査」等、他者に財務・会計関連のサービスを提供することを指す。当該役務には、企業自身が直接展開或いは他者を雇用して自身の展開を支援する税務計画や商業監査等は含まれない。財務・会計関連役務に従事する典型的な主体としては、主に他者に財務監査等のサービスを提供する主体が挙げられる。

10. スポンサー募集役務

スポンサー募集役務とは、他者のためにスポンサーを募集するサービスを指す。当該役務には、自身の関連商業活動のためにスポンサーを募集することは含まれず、他者にスポンサー提供をする等の行為も含まれない。スポンサー募集役務に従事する典型的な主体としては、主に他者が実施するスポンサーサービスの募集を助ける関連主体が挙げられる。

11. 薬品、医療用品の小売や卸売役務

薬品、医療用品の小売や卸売役務とは、顧客が目で見えて購入できるように、薬品、薬用製剤、衛生製剤、医療用品、動物用医薬品、獣医用製剤等、国家の許可と資質証明書を得なければ小売や卸売できない商品をまとめて分類すること（輸送を除く）を指す。当該役務は、上記の特殊な商品を流通分野に入るために提供される総合的な便宜に係る役務であり、当該役務には薬品、薬用製剤等の具体的な商品は含まれない。薬品、医療用品の小売や卸売役務に従事する典型的な主体としては、主に医療用品の小売サービス等を提供する主体が挙げられる。

三、第 35 類の役務商標の正確な使用

商標の有する商品や役務の出所を表示する基本的な機能を有効に発揮させるためには、商標登録者は登録商標を実際に使用しなければならない。登録商標の専用権は、登録を承認された商標及び使用を承認された商品又は役務に限られ、商標登録者は登録商標を規範的に使用しなければならない。

(一) 登録商標の規範的な使用

第 35 類の役務の主な目的と特長は、他者に関連役務を提供することであるため、第 35 類の商標権者が登録商標を使用する際には、関連役務項目の内包や外延を正確に理解し、使用を承認された役務の範囲内で規範的に使用しなければならない。

店舗・店頭での商標の使用は、自身が生産した商品を販売するためのものであるため、「他者のためのプロモーション」役務の使用には属さない。他の市場主体が他の商品又は役務への使用を承認された商標を権利の基礎として、上記行為に対して侵害を主張さ

れた場合、被疑侵害者が「他者のためのプロモーション」役務の登録商標を取得しても、当該行為は依然として他者の登録商標に対する侵害又は不正競争を構成する可能性がある。

【例】採蝶軒事案

採蝶軒事件では、原告と被告は、それぞれ広東省と安徽省で「採蝶軒」というケーキ店を10数年経営してきた。2012年、中山採蝶軒は、被告の安徽採蝶軒が経営しているパン、ケーキ等の食品外装や店舗・店頭での「採蝶軒」シリーズ商標の使用は、自社が所有している「採蝶軒」シリーズ登録商標専用権等への侵害であるとして法院に訴えた。

一方、安徽採蝶軒は、店舗・店頭での「採蝶軒」の使用行為は、自社が第35類「他者のためのプロモーション」等の役務に登録した「採蝶軒」商標を使用する行為であると主張した。最高人民法院は、次のように判断した。第35類の役務の主な目的は「商業企業による経営や管理を支援すること」又は「工商企業による業務活動や商業機能の管理を支援すること」であり、当該役務には、主な職能が商品の販売である企業、即ち商業企業の活動が含まれていない。第3503グループの「他者のためのプロモーション」項目は、その名の通り、他者の企業経営や管理に支援を提供することを意味する。本件において、安徽採蝶軒による店舗・店頭での係争商標使用は、依然として「パン、ケーキ店」等の役務への直接使用であり、企業経営や管理を支援する役務ではない。安徽採蝶軒は、他者に何らかの役務を提供するのではなく、自身でその店舗を経営し、自身で生産した製品を販売している。よって、最高人民法院は、安徽採蝶軒による上記の使用は、第35類「プロモーション(他者のため)」役務での使用には該当しないと認定した。

(二) 商標使用証拠の確実な保存

「商標を買い占めて使用しない」という商標登録行為を規制し、遊休商標を整理し、限られた資源を放出し、悪意のある登録を抑制し、公平な競争秩序を維持するために、中国は「3年連続不使用取り消し制度」を設けた。即ち、商標登録が完了してから3年を経過した後、商標が3年連続で実際に使用されていない場合には、いかなる主体や個人であっても取消申請を提起することができる。

経営者が提供する役務は、商品と比較して形状性がなく、役務商標使用証拠を提供することがより困難であることが多いため、商標権者が商標を規範的に使用する際には、登録商標使用証拠の収集を重視しなければならない。中国の法律法規及び関連規定¹によると、商標権者は商標使用証拠を収集、提供する際に、以下の点を重点的に考慮する

¹「北京市高級人民法院の商標民事紛争事件の審理に関する若干の問題の解答」第3条、「商標審査審理ガイドライン」第17章5.4、「商標侵害判断基準」第5条等。

ことができる。

1. 役務契約において、役務の内容を明確に取り決めること。役務契約は、役務商標の標識、商標番号、具体的な役務項目、役務内容を反映しなければならない。
2. 契約において、対応する領収書、支払証明書、検収書等を必ず添付すること。即ち、契約と領収書、支払証明書、検収書において、反映された役務商標、商品、役務金額、役務内容、時間等の内容について1対1で対応しなければならない。
3. 放送、テレビ、新聞、雑誌等様々なメディアや、電子メディア、ネットワーク等を介して役務商標を宣伝した証拠を残すように注意すること。
4. 役務場所には統一的に商標を表記しなければならない。例えば、店頭、看板、内部の壁、役務紹介マニュアル、スタッフの服装、メニュー、価格表、オフィス文房具及びその他の指定役務に関連する用品等には、役務商標を表記しなければならない。デザイン業者に上述のメディアについて設計、作成を依頼する契約や領収書には、役務商標を反映しなければならない。
5. 同一区分に複数の商標があり、かつ商標の顕著な部分が異なる場合には、意識的に使い分け、加えて各商標の使用証拠を残さなければならない。
6. 商標が企業名と同じ場合は、商標として使用する際に区別するために商標右上に表記することができる。
7. 不可抗力、政府による政策的な制限、破産清算等で使用できない場合には、関連抗弁証拠を収集し、整理しておくこと。

(三) 権利の適切な擁護と合理的な行使

権利の擁護と行使は、いずれも信義誠実の原則と権利不亂用の原則に従わなければならない。商標権者は権利の乱用又は過剰な権利擁護を避けなければならない。関連当事者も限度を超える使用行為を避けなければならない。

1. 市場経営主体が役務を提供する過程において、当該役務については、すべて一定の「商業性」と「管理性」等の特長或いは属性を有する可能性がある。第35類の役務の商標権者は、他の市場主体が経営活動において提供する役務に上記属性が存在するからといって、当該行為が第35類の役務と同一又は類似の役務に当たると考え、当該第35類の役務の登録商標専用権を侵害したとして、他の市場主体が役務を正当に提供することを禁止してはならない。

【例】滴滴事案

原告の広州市睿馳計算機科技有限公司は、主にソフトウェアとインターネット業務を経営しており、自動車関連業務への従事に向けた準備のため、第38類に「滴滴」と「滴滴」商標を登録し、第35類に「滴滴」商標を登録し、加えて完全子会社である広州市滴滴情報有限公司(以下、「滴滴社」と呼ぶ)を設立し、ddyddyシリーズのドメイン名を申請した。被告はソフトウェア情報プラットフォームに基づいて社会公衆

に「滴滴(滴滴)配車」役務を提供し、役務を提供するソフトウェアプログラムの乗客側と運転手側のインタフェース等に「滴滴(滴滴)」という文字を顕著に表示していた。原告は、被告の役務が第35類における「他者のためのプロモーション、商業管理、組織のコンサルティング、商業や広告展示の企画、商業情報、コンピュータアーカイブにおけるデータ検索(他者のため)」及び第38類における「関連役務」等に当たると考え、上記の役務は、原告の登録商標の使用を承認された役務の範囲と同一又は類似であり、原告の第35類と第38類の登録商標専用権を侵害していると主張した。

法院は審理を経て、次のように判断した。第35類の役務の目的は、商業企業の経営や管理に支援を提供し、工商企業の業務活動や商業機能の管理に支援を提供することであり、通常、役務の対象となるのは商業企業であり、通常の場合、役務の内容には商業管理、マーケティング関連のコンサルティング、情報提供等が含まれる。

原告が列挙した被告のサービスを提供する過程における関連商業行為は、被告が業界の特徴に対して採用した経営手段や、被告が自身の経営に対して取った正常な管理方式であって、第35類の商標に対応する「役務企業が商業企業に対して提供した経営管理の支援」と同種のものではない。いかなる会社が経営活動を行っても、「商業性」「管理性」の行為を含む可能性があり、上記の性質を持っているか否かによって商標がカバーする範囲の性質を確定するのは、この種の商標分類の本意に符合しないものである。したがって、被告による役務の方式、対象、内容はいずれも、原告の登録商標の使用を承認された項目とは明らかに異なるものであり、同一又は類似の役務には該当しない。

2. 関連市場主体が経営活動において商標を使用する場合にも、使用の方式や境界線に注意し、必要な限度を超えないようにしなければならない。例えば、関連当事者が商品商標を正当に使用する際には、使用の方式や境界線に注意し、関連する具体的な使用行為による他者の役務商標の専用権への侵害を避けなければならない。また、商標被許諾者は、許諾された商品又は役務の範囲内での使用を厳格に行い、許諾された範囲を超えた使用行為による、他者の商標専用権の侵害を避けなければならない。

出典：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/7/art_66_180686.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈等ができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。